

令和 7 年 7 月 1 日
自動車交通部

乗合バスの路線休止に係る意見聴取の結果について

長電バス株式会社から令和 7 年 3 月 25 日付けで届出があった一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止について、道路運送法第 15 条の 2 の規定に基づき令和 7 年 6 月 17 日に下記のとおり意見聴取を行いました。

この結果、「路線の休止の日の繰り上げを行うことについて、旅客の利便を阻害するおそれがないとは認められない」と判断されることから、事業者及び関係地方公共団体に対し、その旨通知しました。

記

- 届出の件名 一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部休止届出
番 号 7 旅 2 号（長電バス株式会社 休止届出）
- 意見聴取日時及び場所 意見を記載した書面の提出による
- 被意見聴取者
 - ①関係地方公共団体 長野県、長野市
 - ②利害関係人 申請なし
- 陳述の要旨
別紙「一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部休止届出に係る意見聴取結果」のとおり

【連絡先】

自動車交通部 旅客課 飯塚、番井
TEL : 025-285-9154

路線定期運行の路線休止に係る意見聴取調書

1. 届出件名
番 号
一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部休止届出
7 旅 2 号（長電バス株式会社 休止届出）
2. 意見聴取日時
場 所
令和 7 年 6 月 1 7 日（火）
詳細は別紙「一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部休止
届出に係る意見聴取結果」のとおり
3. 被意見聴取者
①：関係地方公共団体 長野県、長野市
②：利害関係人 申請なし
4. 陳述の要旨
別紙「一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部休止届出に係る意見聴取結果」の
とおり

一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部休止届出に係る意見聴取結果

○関係地方公共団体

【長野県】

1. 届出の件名 一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部休止届出
番 号 7旅2号（長電バス株式会社 休止届出）
2. 意見聴取の日時 令和7年6月17日（火）午前11時00分から
場 所 長野運輸支局 会議室
3. 出席し、又は意見を記載した書類を提出した被聴取者の氏名、住所
氏 名 丸山 正徳
(長野県企画振興部交通政策局交通政策課長)
住 所 長野県長野市大字南長野字幅下692-2

4. 陳述の要旨

今回一部休止届出が出された運動公園線については、経路変更により既存のバス停が休止となることから、バスを利用していた近隣住民には厳しいものと考えている。

しかしながら、一部不便にはなるものの、並行するバス路線の平林線や鉄道も存在しており、地元からの要望に配慮したバス事業者の判断であると認識している。

一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部休止届出に係る意見聴取結果

○関係地方公共団体

【長野市】

1. 届出の件名 一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部休止届出
番 号 7旅2号（長電バス株式会社 休止届出）
2. 意見聴取の日時 令和7年6月17日（火）午前11時30分から
場 所 長野運輸支局 会議室
3. 出席し、又は意見を記載した書類を提出した被聴取者の氏名、住所
氏 名 高木 厚志（長野市企画政策部次長兼交通政策課長）
住 所 長野県長野市大字鶴賀緑町1613番地

4. 陳述の要旨

運動公園線の一部休止届出区間に設置されている停留所は利用者が少なく、付近を運行している平林線も利用可能な位置にある。

運動公園線の経路変更により、牟礼線廃止による影響を長野電鉄長野線とともにカバーし、移動手段を一定程度確保することによって、利便性を保つことができると考えている。